

監査役及び監査委員会制度の運用実態調査

【委員会設置会社版】

本調査は、各社の企業統治体制や日頃の監査活動の実態を明らかにするため、社団法人日本監査役協会の全ての会員会社を対象として実施するもので、今回は外部調査機関である株式会社インテージに調査票の発送・回収・入力作業を委託しております。

調査票は、監査役設置会社向けの《監査役設置会社版》と、委員会設置会社向けの《委員会設置会社版》の二通りありますが、各社の採用している会社形態に応じてそれぞれの調査票を送付しております。

社団法人 日本監査役協会

<ご記入にあたって>

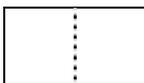
この調査票は、会員会社の筆頭監査役（監査委員）の方宛にお送りしています。ご回答は1社1回答でお願いします。

特にことわりのない限り、直近に開催された定時株主総会后(6月総会会社の方は、本年6月に開催された定時株主総会后)の貴社の状況をご記入ください。

ご回答は、鉛筆か、黒または青のボールペンではっきりとご記入ください。

ご回答は、あてはまる番号に 印をつけていただくものと、具体的に文字、数字をご記入いただくものがあります。

また、質問によっては回答が1つだけのもの（ は1つ）と、複数選んでいただくもの（あてはまるものすべてに ）（ は3つまで）がありますので、ご注意ください。



内には、具体的な数字を1ますに1字、右づめでご記入ください。

ご回答の内容によって、いくつかの質問をとばしていただく場合があります。その場合は、指示に従ってお進みください。

ご回答が「その他」の場合は、（ ）内に具体的な内容を簡潔にご記入ください。

ご回答対象となる質問には、全てにお答えいただきますようお願いいたします。

ご回答いただきました内容につきましては、個人や企業名が特定される形で公表されることはありません。

ご記入が済みましたら、同封の返信用封筒にて **7月25日（水）までに** ポストに投函してください。

当調査についてご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

（社）日本監査役協会 事業部 担当：上遠野、森山
〒100 0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル13階
電話： 03 5219 6125

最初に貴社の状況についてお尋ねします。

F 1 資本金（直近の事業年度末の数値でお答えください）（ は1つ）

- | | | | |
|---|----------------|----|-------------------|
| 1 | 1億円以下 | 7 | 100億円以上～200億円未満 |
| 2 | 1億円超～5億円未満 | 8 | 200億円以上～500億円未満 |
| 3 | 5億円以上～10億円未満 | 9 | 500億円以上～1,000億円未満 |
| 4 | 10億円以上～30億円未満 | 10 | 1,000億円以上 |
| 5 | 30億円以上～50億円未満 | 11 | 相互会社・特殊法人等 |
| 6 | 50億円以上～100億円未満 | | |

F 2 「親会社・子会社」の有無（ は1つ）

- | | | | |
|---|----------------|---|------------|
| 1 | 親会社はあるが、子会社はない | 3 | 親会社も子会社もある |
| 2 | 親会社はないが、子会社はある | 4 | 親会社も子会社もない |

F 3 純粋持株会社か否か（ は1つ）

純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の会社の事業活動を支配することを目的としている会社をいいます。

- | | | | |
|---|-----------|---|------------|
| 1 | 純粋持株会社である | 2 | 純粋持株会社ではない |
|---|-----------|---|------------|

F 4 上場区分（ は1つ）

- | | | | | | |
|---|----------|---|----------|---|-------|
| 1 | 東証1部上場 | 4 | ジャスダック上場 | 7 | その他上場 |
| 2 | 東証2部上場 | 5 | 大証1部単独上場 | 8 | 非上場 |
| 3 | 東証マザーズ上場 | 6 | 大証2部単独上場 | | |

F 5 会社法上の公開会社及び非公開会社（ は1つ）

- | | | | | | |
|---|------|---|-------|---|-----------------|
| 1 | 公開会社 | 2 | 非公開会社 | 3 | その他（相互会社・特殊法人等） |
|---|------|---|-------|---|-----------------|

F 6 会社法上の区分（ は1つ）

- | | | | | | |
|---|-----|---|-------|---|-----------------|
| 1 | 大会社 | 2 | 大会社以外 | 3 | その他（相互会社・特殊法人等） |
|---|-----|---|-------|---|-----------------|

F 7 業種（ は1つ）

- | | | | | | |
|----|----------|----|-------|----|----------|
| 1 | 水産・農林業 | 13 | 非鉄金属 | 25 | 空運業 |
| 2 | 鉱業 | 14 | 金属製品 | 26 | 倉庫・運輸関連業 |
| 3 | 建設業 | 15 | 機械 | 27 | 情報・通信業 |
| 4 | 食料品 | 16 | 電気機器 | 28 | 電気・ガス業 |
| 5 | 繊維製品 | 17 | 輸送用機器 | 29 | サービス業 |
| 6 | パルプ・紙 | 18 | 精密機器 | 30 | 銀行業 |
| 7 | 化学 | 19 | その他製造 | 31 | 証券業 |
| 8 | 医薬品 | 20 | 卸売業 | 32 | 保険業 |
| 9 | 石油・石炭製品 | 21 | 小売業 | 33 | その他金融業 |
| 10 | ゴム製品 | 22 | 不動産業 | 34 | その他 |
| 11 | ガラス・土石製品 | 23 | 陸運業 | | () |
| 12 | 鉄鋼 | 24 | 海運業 | | |

F 8 決算月

<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 2px;"></div>	月
--	---

F 9 従業員数 (は1つ)

パート・アルバイト職員は除いた従業員数をご回答ください。

連結計算書類作成会社については、「単体ベース」には出向者を含めてご回答ください。

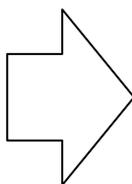
単体ベース (出向者含む)

もしくは個別のみ作成会社

連結ベース

(連結計算書類作成会社のみ)

1	50人未満
2	50人以上～500人未満
3	500人以上～1,000人未満
4	1,000人以上～3,000人未満
5	3,000人以上～5,000人未満
6	5,000人以上～10,000人未満
7	10,000人以上～20,000人未満
8	20,000人以上～50,000人未満
9	50,000人以上



1	50人未満
2	50人以上～500人未満
3	500人以上～1,000人未満
4	1,000人以上～3,000人未満
5	3,000人以上～5,000人未満
6	5,000人以上～10,000人未満
7	10,000人以上～20,000人未満
8	20,000人以上～50,000人未満
9	50,000人以上

企業統治体制について

問1 委員会設置会社への移行時期はいつですか。(は1つ)

1	直近の株主総会で委員会設置会社へ移行して2～5期目を迎えた
2	直近の株主総会で初めて委員会設置会社へ移行した

問2 貴社の取締役の人数は何人ですか。また、そのうち、社外取締役は何人ですか。それぞれの人数をご記入ください。(いない場合には、「0」をご記入ください。)

社外取締役とは、「株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役(株式会社の「代表取締役」、「代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの」及び「当該株式会社の業務を執行したその他の取締役」をいう。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となることがないもの」をいいます(会社法第2条第15号)。

取締役

<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 2px;"></div>
--

 人 うち、社外取締役

<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 2px;"></div>
--

 人

問3 貴社の執行役の人数は何人ですか。また、そのうち、取締役との兼務者は何人ですか。それぞれの人数をご記入ください。(いない場合には、「0」をご記入ください。)

執行役

<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 2px;"></div>
--

 人 うち、取締役兼務者

<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 2px;"></div>
--

 人

問4 会計参与を設置していますか。(は1つ)

1 設置している	2 設置していない
----------	-----------

監査体制

問5 貴社の三委員会の構成について、以下の区分で各委員会の人数内訳をご記入ください。

「常勤」は、法令に基づくものではありませんが、事実上の勤務形態が常勤である方については、「常勤」の欄にその人数をご記入ください。

	社 内		社 外		合 計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
指名委員会	人	人	人	人	人
報酬委員会	人	人	人	人	人
監査委員会	人	人	人	人	人

問6 貴社に在職する**全ての**監査委員の経歴等についてお尋ねします。

社内監査委員・社外監査委員それぞれについて、常勤・非常勤の記入欄に該当する**全ての**監査委員の経歴等をご記入ください。

<a> 自社監査委員としての経験年数(通算)をご記入ください。

 監査委員の経験年数(通算)をご記入ください。

<c> 監査役の経験年数(通算)をご記入ください

監査委員に就任するまでの経験年数をご記入ください。

<d> 年齢をご記入ください。

<e> 前職(又は社外監査委員の方は現職)はどのような役職に就いていますか。

(別途選択肢のうち、いずれか該当する番号で**代表的なもの1つのみ**記入)

<f> 主たる業務経験はどのようなものですか。

(別途選択肢のうち、いずれか該当する番号で**代表的なもの1つのみ**記入)

社内監査委員		<a>自社監査委員としての 経験年数(通算)	監査委員 の経験年数 (通算)	<c>監査役 の経験年数 (通年)	<d> 年齢	<e> 前職	<f> 主たる 業務経験
常勤	A 監査委員	年	年	年	歳		
	B 監査委員	年	年	年	歳		
	C 監査委員	年	年	年	歳		
	D 監査委員	年	年	年	歳		
非常勤	E 監査委員	年	年	年	歳		
	F 監査委員	年	年	年	歳		
	G 監査委員	年	年	年	歳		
	H 監査委員	年	年	年	歳		

<e>前職の選択肢

1 会長・副会長	6 取締役
2 取締役社長 (執行役(員)社長)	7 執行役(員)
3 取締役副社長 (執行役(員)副社長)	8 相談役・顧問・嘱託
4 専務取締役(専務執行役(員))	9 監査関係部長等
5 常務取締役(常務執行役(員))	10 監査関係以外の部長等
	11 監査役
	12 1～11 以外

<f>主たる業務経験の選択肢

1 経理・財務	7 購買
2 総務	8 営業
3 人事・労務	9 研究開発
4 法務	10 情報システム
5 監査・検査・審査	11 製造
6 企画 (社長室等を含む)	12 関連事業
	13 1～12 以外

社外監査委員

社外監査委員		<a>自社監査委員としての 経験年数(通算)	監査委員 の経験年数 (通算)	<c>監査役 の経験年数 (通年)	<d> 年齢	<e> 前職 又は現職	<f> 主たる 業務経験
常勤	I 監査委員	年	年	年	歳		
	J 監査委員	年	年	年	歳		
	K 監査委員	年	年	年	歳		
	L 監査委員	年	年	年	歳		
非常勤	M 監査委員	年	年	年	歳		
	N 監査委員	年	年	年	歳		
	O 監査委員	年	年	年	歳		
	P 監査委員	年	年	年	歳		

<e>前職又は現職の選択肢

1 親会社の役職員	8 弁護士
2 大株主の役職員	9 大学教授
3 取引銀行の役職員	10 官公庁
4 取引先の役職員	11 1～10 以外
5 会社と無関係な会社の役職員	
6 公認会計士	
7 税理士	

<f>主たる業務経験の選択肢

1 経理・財務	7 購買
2 総務	8 営業
3 人事・労務	9 研究開発
4 法務	10 情報システム
5 監査・検査・審査	11 製造
6 企画 (社長室等を含む)	12 関連事業
	13 1～12 以外

問7 貴社では、会社法施行(平成18年5月1日)後、直近の株主総会までの間に補欠役員を選任しましたか。(は1つ)

本設問において、「補欠役員」とは、「役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて」選任する補欠の役員をいいます(会社法第329条第2項)。

- 1 補欠役員を選任した
- 2 補欠役員は選任していない

問8へ

問7-1 選任した補欠役員の人数は何人ですか。人数をご記入ください。

選任の機会が複数あった場合は、直近の選任状況についてご回答ください。

	人
--	---

問7-2 補欠役員に報酬は支給していますか(支給する予定ですか)。
(あてはまるものすべてに)

- 1 報酬は支給していない
- 2 報酬は支給していないが、代替的な手当てはある
- 3 月額5万円未満を支給している
- 4 月額5万円以上10万円未満を支給している
- 5 月額10万円以上を支給している

すべての方にお尋ねします。

問8 補欠役員を選任に係る決議が効力を有する期間に関して定款の定めを設けていますか(会社法施行規則第96条第3項)。(は1つ)

- 1 設けている 定款に定めている期間()年
- 2 設けていない

問9 補助取締役及び補助使用人(監査委員会スタッフ)についてお尋ねします。

補助取締役及び補助使用人とは、「監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人」のことをいいます。
(会社法施行規則第112条第1項第1号)

貴社では、監査委員会の**補助取締役**を設置していますか。(は1つ)

- 1 設置している
- 2 設置していない

P.6、問9のへ

補助取締役の人数をご記入下さい。

	人
--	---

貴社では、監査委員会の**補助使用人**を設置していますか。(は1つ)

1 設置している

2 設置していない

問10へ

▶ **補助使用人**の人数について、専属、兼務それぞれの人数をご記入ください。
(いない場合は、「0」をご記入ください。)

専属 兼務 合計

	+		=		人
--	---	--	---	--	---

▶ **補助使用人**の職務内容はどのようなものですか。
(あてはまるものすべてに)

- 1 監査の事前準備 (スケジュール調整、情報収集等を含む)
- 2 監査 (調査) の同行
- 3 監査調書の作成
- 4 監査委員を代行しての調査、ヒアリング等の実施
- 5 監査委員会など会議の事務局
- 6 監査委員会の議事録等の作成・整備
- 7 監査方針、監査計画の原案作成
- 8 秘書業務
- 9 その他 ()

▶ **補助使用人**に対して、監査委員会が同意権など何らかの関与権 (事実上のものを含む) を有しているのはどのようなものですか。(あてはまるものすべてに)

- 1 人事異動
- 2 人事評価
- 3 懲戒処分
- 4 その他 ()

すべての方にお尋ねします。

監査委員会の運営

問10 監査委員会規則 (監査委員会規程) を制定していますか。(は1つ)

- 1 制定している
- 2 現在は制定していないが、今後制定する予定
- 3 現在は制定しておらず、今後も制定する予定はない

問 11 直近の事業年度における監査委員会の運営状況についてお尋ねします。

直近の事業年度における監査委員会の開催回数をご記入ください。

⋮	回
---	---

監査委員会は通常どのようなタイミングで開催していますか。(は1つ)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 取締役会開催日より1日以上前 | 4 取締役会開催日より1日以上後 |
| 2 取締役会当日、開催前 | 5 取締役会と無関係に開催 |
| 3 取締役会当日、開催後 | 6 その他() |

監査委員及び補助取締役又は補助使用人以外では、どのような方が直近の事業年度の監査委員会に出席されましたか。(あてはまるものすべてに)

- | |
|---|
| 1 取締役(執行役を兼ねる場合を含む) |
| 2 執行役 |
| 3 会計監査人 |
| 4 弁護士 |
| 5 内部監査部門等(監査委員会監査基準第14条第1項参照)の長 |
| 6 内部統制部門(コンプライアンス、リスク管理、経理財務部門など)
(監査委員会監査基準第14条第3項参照)の長 |
| 7 上記5~6以外の部課長 |
| 8 子会社の役職員 |
| 9 親会社の役職員 |
| 10 その他() |

直近の事業年度の監査委員会でなされた決議、協議、又は報告事項としては、監査委員会の法定決議事項以外に、どのようなものがありましたか。(あてはまるものすべてに)

- | |
|--|
| 1 監査委員会の議長又は招集者の決定 |
| 2 監査方針の決定 |
| 3 監査計画又は監査実施計画の決定 |
| 4 監査委員会の職務の分担 |
| 5 監査費用の予算 |
| 6 会計監査人の再任の可否 |
| 7 指名監査委員等(監査委員会監査基準第8条第1項各号)の選定 |
| 8 執行役からの報告受領・意見交換 |
| 9 各監査委員の監査実施結果の報告受領・意見交換 |
| 10 株主総会における監査委員会監査結果の口頭報告者の決定 |
| 11 各監査委員の権限行使に関する協議 |
| 12 代表執行役又は取締役会に対する指摘又は意見表明事項の決定 |
| 13 内部統制システムの整備に関する基本方針における監査委員会関連事項の決定 |
| 14 その他() |
| 15 特になし |

問 12 社外監査委員との情報共有についてお尋ねします。

貴社では、社外監査委員との情報共有をどのように行っていますか。(は1つ)

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1 可能な限りあらゆる情報を共有している | 問 13 へ |
| 2 一部共有していない情報がある | |
| 3 あまり意識していない | 問 13 へ |

情報の共有が出来ない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに)

- | |
|----------------------------|
| 1 重要性が乏しい情報だから |
| 2 社外機密性が高い情報だから |
| 3 専門的過ぎる情報だから |
| 4 社外監査委員には伝えづらい、会社固有の情報だから |
| 5 その他() |

問 13 監査委員会議事録についてお尋ねします。

会社法により、監査委員会議事録の法定記載事項が増加しましたが(会社法施行規則第 111 条) 監査委員会議事録の記載内容は変わりましたか。(は1つ)

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 記載内容が変わった | 2 記載内容は変わっていない |
|-------------|----------------|

監査委員会議事録の記載内容について、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。(は1つ)

- | |
|--------------------------------------|
| 1 特に社外監査委員の発言内容を詳細に記載している |
| 2 社内監査委員、社外監査委員にかかわらず、発言内容を詳細に記載している |
| 3 発言の要旨のみを記載している |
| 4 その他() |

監査活動の状況

問 14 監査委員会監査基準についてお尋ねします。

貴社では、監査委員会監査基準に相当する規程を策定していますか。(は1つ)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1 策定している | |
| 2 策定していないが、今後策定する予定 | P. 9、問 15 へ |
| 3 策定していないし、今後も策定する予定はない | P. 9、問 15 へ |

貴社の監査委員会監査基準は、日本監査役協会が策定している監査委員会監査基準と同様の内容ですか。(は1つ)

会社法に対応して改定していない場合も、協会策定基準の趣旨の取込状況をご回答ください。

- | |
|---------------------------------|
| 1 協会の監査委員会監査基準と概ね同じ内容である |
| 2 協会の監査委員会監査基準と半分程度同じ内容である |
| 3 協会の監査委員会監査基準をあまり意識した内容になっていない |

問 17 **非常勤の社外監査委員**の監査活動としては、どのようなものがありますか。

(あてはまるものすべてに)

- | | |
|---|------------------|
| 1 経営会議、執行役会議等の重要会議に出席する | 3 必要に応じて書類の閲覧を行う |
| 2 必要に応じて取締役、執行役、会計監査人などからのヒアリング・報告聴取に同席する | 4 必要に応じて現場往査を行う |
| 5 その他 () | |

すべての方にお尋ねします。

問 18 監査費用についてお尋ねします。

監査費用について、予算化していますか。(は1つ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 予算化している | 2 予算化していない |
|-----------|------------|

直近の事業年度における監査費用(実額ベース、単体ベース)はどのくらいでしたか。(は1つ)

監査委員の報酬およびスタッフの給与、監査委員会室の借室料等は除いてお答えください。

- | | | |
|-----------------|-------------------|---------------------|
| 1 50万円未満 | 4 200万円～400万円未満 | 7 1,000万円～2,000万円未満 |
| 2 50万円～100万円未満 | 5 400万円～600万円未満 | 8 2,000万円～5,000万円未満 |
| 3 100万円～200万円未満 | 6 600万円～1,000万円未満 | 9 5,000万円以上 |

問 19 代表執行役との定期的会合についてお尋ねします。

監査委員会は、代表執行役との定期的会合を実施していますか。(は1つ)

- | | |
|------------|--------------|
| 1 実施している | 3 あまり実施していない |
| 2 概ね実施している | 4 実施していない |

直近の事業年度において、代表執行役との定期的会合の頻度はどのくらいですか。

(は1つ)

- | | | | |
|--------|--------|---------|---------|
| 1 1～2回 | 2 3～6回 | 3 7～11回 | 4 12回以上 |
|--------|--------|---------|---------|

代表執行役との定期的会合での意見交換のテーマは何ですか。

(あてはまるものすべてに)

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1 経営方針の確認 | 4 監査委員会監査の環境整備の状況 |
| 2 会社が対処すべき課題 | 5 最近の監査結果の問題点 |
| 3 会社を取り巻くリスク | 6 その他 () |

代表執行役との定期的会合をあまり(ほとんど)実施していない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに)

- | |
|--------------------------------------|
| 1 不定期に随時対話ができるので、定期的会合は不要だから |
| 2 他の執行役との会合を実施しているから |
| 3 代表執行役が必要を感じてくれないから |
| 4 経営会議等に参加して自由に意見を述べるので、必要性を感じていないから |
| 5 その他 () |

すべての方にお尋ねします。

問 20 取締役会との関係についてお尋ねします。

取締役監査委員に対して、取締役会付議議案及びその関連資料が提供されるのはいつですか。
(は1つ)

- | |
|----------------------|
| 1 必ず事前に提供される |
| 2 議案又は場合により、事前に提供される |
| 3 会議の場で配布される |
| 4 その他() |

取締役会付議議案及びその関連資料について、執行部に対して、取締役監査委員から質問したり意見を述べたりする機会は設けられていますか。(は1つ)

- | |
|------------------------------------|
| 1 必ず事前に質問や意見を述べる機会が設けられている |
| 2 議案又は場合により、事前に質問や意見を述べる機会が設けられている |
| 3 事前に質問や意見を述べる機会は設けられていない |

取締役会における監査委員の発言状況について、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。(は1つ)

- | |
|--------------------------------|
| 1 議長からの発言の求めに応じて、発言している |
| 2 議長からの発言の求めがなくとも、必要があれば発言している |
| 3 その他() |
| 4 ほとんど発言していない |

監査委員は、取締役会において、監査委員としての立場を意識して発言していますか。(は1つ)

- | |
|------------------------------|
| 1 常に監査委員としての立場を意識した発言を心がけている |
| 2 雰囲気等に応じて、自由に発言している |
| 3 特に意識していない |
| 4 その他() |

取締役会における監査委員の発言に関して、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。(は1つ)

- | |
|-----------------------------------|
| 1 監査委員会の意見か、個人の意見かがわかるよう発言している |
| 2 とくに断りのない限り、監査委員会の意見として受け止められている |
| 3 とくに断りのない限り、個人の意見として受け止められている |
| 4 監査委員会の意見か、個人の意見かはあまり意識せず発言している |
| 5 その他() |

問 21 取締役会における監査委員の意見表明や質問について、執行部にはどのように受け止められていますか。(は1つ)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 非常に真摯に受け止められている | 3 あまり真摯に受け止められていない |
| 2 ある程度真摯に受け止められている | 4 真摯には受け止められていない |

問 22 取締役会の監査に当たって留意していることの上位3つは何ですか。(は3つまで)

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 付議議案に関する説明資料の充分性 | 5 担当取締役からの報告・説明の充分性 |
| 2 付議議案が上程されるに至る事前検討の充分性 | 6 取締役の発言・質問の状況 |
| 3 付議されるべき議案の遺漏の有無 | 7 その他 () |
| 4 付議議案に関する各取締役の議論の充分性 | |

問 23 貴社には、取締役会以外に経営会議、執行役員会議等の実質的な意思決定機関はありますか。(は1つ)

- | | | |
|------|------|--------------------|
| 1 ある | 2 ない | P.13、問 24 へ |
|------|------|--------------------|

問 23 - 1 当該実質的な意思決定機関への監査委員の出席状況について、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。(は1つ)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 全ての監査委員が出席している | |
| 2 予め決めた一部の監査委員が出席している | |
| 3 監査委員の輪番で出席している | |
| 4 その他 () | |
| 5 監査委員は出席していない | P.13、問 23 - 5 へ |

問 23 - 2 当該実質的な意思決定機関の付議議案及びその関連資料が監査委員に対し提供されるのはいつですか。(は1つ)

- | |
|----------------------|
| 1 必ず事前に提供される |
| 2 議案又は場合により、事前に提供される |
| 3 会議の場で配布される |
| 4 その他 () |

問 23 - 3 当該実質的な意思決定機関における監査委員の発言状況について、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。(は1つ)

- | |
|--------------------------------|
| 1 議長からの発言の求めに応じて、発言している |
| 2 議長からの発言の求めがなくとも、必要があれば発言している |
| 3 その他 () |
| 4 ほとんど発言していない |

問 23 - 4 監査委員は、当該実質的な意思決定機関において、監査委員としての立場を意識して発言していますか。(は1つ)

- | |
|------------------------------|
| 1 常に監査委員としての立場を意識した発言を心がけている |
| 2 雰囲気等に応じて、自由に発言している |
| 3 特に意識していない |
| 4 その他 () |

**問 23 - 5 は問 23 で「1 ある」を選択した方のみご回答ください。
 (問 23 で「2 ない」を選択した方は問 24 へ)**

問 23 - 5 当該実質的な意思決定機関に監査委員が誰も出席しない場合、監査委員に対し
 会議資料の提供や執行部からの説明はありますか。(あてはまるものすべてに)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 必ず会議資料の提供がある | 4 議案又は場合により、執行部から
の説明がある |
| 2 必ず執行部からの説明がある | 5 その他() |
| 3 議案又は場合により、会議資料の提供がある | |

すべての方にお尋ねします。

問 24 貴社の監査委員は、実地調査(往査、棚卸、会計監査人監査への同行等を含む)を行いますか。
 (は1つ)

- | | | |
|------|--------|--------------------|
| 1 行う | 2 行わない | P.14、問 27 へ |
|------|--------|--------------------|

問 25 貴社における、監査委員の実地調査(往査、棚卸、会計監査人監査への同行等を含む)
 対象はどれですか。(あてはまるものすべてに)

- | | | |
|-------------|-----------------|-----------|
| 1 本店(本社各部門) | 5 会社法上の子会社 | 9 海外の関連会社 |
| 2 支店 | 6 関連会社 | 10 取引先 |
| 3 工場 | 7 海外の支店・事業所・営業所 | 11 その他 |
| 4 事業所・営業所 | 8 海外の子会社 | () |

問 26 直近の事業年度において、常勤監査委員および非常勤監査委員が実地調査に要した
 「のべ日数」はどのくらいですか。(はそれぞれ1つ)

常勤監査委員

- | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 1 なし | 3 年 5 日以内 | 5 年 20 日以内 | 7 年 50 日以内 |
| 2 年 3 日以内 | 4 年 10 日以内 | 6 年 30 日以内 | 8 年 51 日以上 |

非常勤監査委員

- | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 1 なし | 3 年 5 日以内 | 5 年 20 日以内 | 7 年 50 日以内 |
| 2 年 3 日以内 | 4 年 10 日以内 | 6 年 30 日以内 | 8 年 51 日以上 |

問 27 は P.1、F 4 で「1 東証 1 部上場」～「7 その他上場」までを選択した方のみご回答ください。(F 4 で「8 非上場」を選択した方は P. 15、問 28 へ)

問 27 決算短信の監査についてお尋ねします。

連結財務諸表を作成していますか。(は 1 つ)

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 連結財務諸表を作成している | 2 連結財務諸表は作成していない(個別のみ) |
|-----------------|------------------------|

決算短信は取締役会に付議されていますか。(は 1 つ)

- | |
|--|
| 1 取引所への提出前に、決議事項として付議されている |
| 2 取引所への提出前に、報告事項として付議されている |
| 3 取引所への提出後に、追認決議事項として付議されている |
| 4 取引所への提出後に、報告事項として付議されている |
| 5 取引所への提出前にも提出後にも付議されていない |
| 6 取締役会には付議されていないが、経営会議、執行役会議等には付議されている |

直近の事業年度に係る決算短信の公表日はいつでしたか。(は 1 つ)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 決算期末から 20 日以内 | 5 決算期末から 50 日以内 |
| 2 決算期末から 30 日以内 | 6 決算期末から 55 日以内 |
| 3 決算期末から 40 日以内 | 7 決算期末から 56 日以後 |
| 4 決算期末から 45 日以内 | |

決算短信を公表する前に、監査委員会は決算短信を監査しましたか。(は 1 つ)

- | | | |
|--------|-----------|-------------|
| 1 監査した | 2 監査していない | P.15、問 28 へ |
|--------|-----------|-------------|

監査委員会による決算短信の監査はどのようにされましたか。

(あてはまるものすべてに)

- | |
|--------------------------------|
| 1 決算短信作成の業務プロセスを監査した |
| 2 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した |
| 3 決算短信のうち財務情報を監査した |
| 4 決算短信のうち非財務情報を監査した |

すべての方にお尋ねします。

問 28 貴社は有価証券報告書作成会社ですか。(は1つ)

1 作成会社である

2 作成会社ではない

P.16、問 32 へ

問 29 有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。(は1つ)

1 当局への提出前に、決議事項として付議されている

2 当局への提出前に、報告事項として付議されている

3 当局への提出後に、追認決議事項として付議されている

4 当局への提出後に、報告事項として付議されている

5 当局への提出前にも提出後にも付議されていない

6 取締役会には付議されていないが、経営会議、執行役会議等には付議されている

問 30 監査委員会は、有価証券報告書について監査していますか。(は1つ)

1 監査している

2 監査していない

P.16、問 32 へ

問 31 監査委員会による有価証券報告書の監査はどのようにされましたか。
(あてはまるものすべてに)

1 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した

2 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した

3 有価証券報告書のうち財務情報を監査した

4 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した

問 32 - 1 ~ 6 の設問は P.1、F 2 で「2 親会社はないが、子会社はある」および「3 親会社も子会社もある」を選択した方のみご回答ください。(F 2 で「1 親会社はあるが、子会社はない」もしくは「4 親会社も子会社もない」を選択した方は P. 17、問 33 へ)

問 32 - 1 貴社のグループ内において、グループ監査委員連絡会など、グループの監査委員（監査役）が参集し協議したり議論したりする場を設けていますか。（ は1つ）

1 設けている

2 設けていない

問 32 - 5 へ

問 32 - 2 グループ監査委員連絡会の位置付け・性格は、どのようなものですか。（あてはまるものすべてに ）

1 研修会・勉強会

2 グループ内監査委員（監査役）の相互の情報交換の場

3 グループに監査方針等を伝達し監査体制の充実を図る場

4 グループにおける監査上の課題を発見し、解決策を見出す場

5 その他（

）

問 32 - 3 グループ監査委員連絡会規程など、グループ監査委員連絡会の運営に関する規約を作成していますか。（ は1つ）

1 作成している

2 作成していない

問 32 - 4 直近の事業年度における、グループ監査委員連絡会の開催回数をご記入ください。

.....

回

問 32 - 5 グループ内における監査上の情報を収集するため、どのような方法をとっていますか。（あてはまるものすべてに ）

1 内部監査部門等からの報告

2 子会社管理部門からの報告

3 グループ内監査委員（監査役）からの報告

4 グループ内会計監査人からの報告

5 親会社役職員が子会社監査委員（監査役）を兼務している

6 親会社監査委員が子会社監査委員（監査役）を兼務している

7 親会社監査委員会の補助使用人が子会社監査委員（監査役）を兼務している

8 監査委員による往査

9 グループ監査委員連絡会やグループ内の監査部門の連絡会などの設置により情報を収集している

10 社内情報システム（イントラネット等）上に情報を掲載し、グループ会社における監査情報を回覧・閲覧できるシステムになっている

11 その他（

）

問 32 - 6 子会社等を調査する際、重点的なチェック項目としている中での上位3つは何ですか。(は3つまで)

- | | |
|----|--|
| 1 | 親会社の経営方針・経営計画と子会社等のそれとの整合性 |
| 2 | 子会社等の内部統制システムの整備状況 |
| 3 | 子会社等の事業、決算、財務の状況 |
| 4 | 親子会社間、又は子会社等が親会社以外の会社との間で行う一般的でない取引の有無 |
| 5 | 親会社による子会社管理の状況、親子会社間の情報伝達体制 |
| 6 | 子会社等の代表取締役（代表執行役）に対するヒアリング |
| 7 | 子会社等の取締役、監査委員（監査役）に対するヒアリング |
| 8 | 子会社等の会計監査人の監査結果 |
| 9 | 子会社等が抱える特有の問題・課題への対応状況 |
| 10 | その他（) |

すべての方にお尋ねします。

内部監査部門等との関係の状況

問 33 内部監査部門等との関係についてお尋ねします。

貴社には、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（「内部監査部門等」という。監査委員会監査基準第 14 条第 1 項参照）として、独立の部署はありますか。(は1つ)

- | | | |
|------------|------------|--------------------|
| 1 独立の部署がある | 2 独立の部署はない | P.18、問 34 へ |
|------------|------------|--------------------|

内部監査部門等に所属する使用人の人数をご回答ください。

専属	兼務	合計
<input type="text"/> 人	+ <input type="text"/> 人	= <input type="text"/> 人

監査委員会は、内部監査部門等からその監査計画について報告を受けていますか。(は1つ)

1 報告を受けている	2 報告を受けていない
------------	-------------

監査委員会は、内部監査部門等に対し、監査委員会の監査計画を伝達していますか。(は1つ)

1 伝達している	2 伝達していない
----------	-----------

監査委員会は、内部監査部門等に対し、特定事項について調査を依頼することがありますか。(は1つ)

1 ある	2 ない
------	------

→ 監査委員会は、内部監査部門等から監査結果の報告をどのように受けていますか。
(あてはまるものすべてに)

- | |
|--------------------------|
| 1 定期的に報告を受けている |
| 2 問題事象があるときに、報告を受ける |
| 3 監査委員会が報告を求めた場合に、報告を受ける |
| 4 報告は受けていない |

→ 監査委員会の監査結果について、内部監査部門等に伝達していますか。
(あてはまるものすべてに)

- | |
|----------------------------|
| 1 定期的に伝達している |
| 2 問題事象があるときに、伝達している |
| 3 内部監査部門等から求められたときに、伝達している |
| 4 伝達はしていない |

すべての方にお尋ねします。

会計監査人との関係の状況

問 34 会計監査人(一時会計監査人を含む)との関係についてお尋ねします。

貴社が会計監査人として選任している監査法人又は公認会計士はどこですか。

(あてはまるものすべてに)

- | | |
|---------------|------------|
| 1 新日本監査法人 | 6 東陽監査法人 |
| 2 監査法人トーマツ | 7 その他の監査法人 |
| 3 あずさ監査法人 | () |
| 4 あらた監査法人 | 8 個人の公認会計士 |
| 5 太陽A S G監査法人 | |

直近の事業年度において、会計監査人との会合は、何回開催しましたか(一部の監査委員のみによる随時会合も含めて)。回数をご記入ください。

--	--	--

 回

直近の事業年度において、監査委員会が会計監査人との間で行った情報・意見交換の内容はどのようなものですか。(あてはまるものすべてに)

- 1 会計監査人の監査計画を受領した
- 2 会計監査人の監査計画の内容について、説明があった
- 3 会計監査人から、監査報酬及び非監査報酬の額について、説明があった
- 4 会計監査人と、会社・企業集団を取り巻く環境について、情報・意見交換を行った
- 5 会計監査人から、新たな会計基準の設定・改定について、情報提供があった
- 6 重要な会計方針や会計処理の適用について、意見交換を行った
- 7 内部統制の評価・問題点や監査上のリスクについて、意見交換を行った
- 8 会計監査人から、監査の実施状況について、適時に説明があった
- 9 会計監査人より、会計監査人が発見した不正又は違法等の行為に関して、報告・相談を受けた
- 10 会計監査人から、その職務の遂行に関する事項(会社計算規則第159条)の通知・説明を受け、意見交換を行った
- 11 会計監査人から、会計監査人と取締役との間で見解が相違した事項について、報告・説明を受けた
- 12 監査委員会から、監査委員会の監査体制や監査計画等に関して、会計監査人に情報提供を行った
- 13 監査委員会から、監査委員会監査の実施状況について、会計監査人に情報提供を行った
- 14 監査委員会から、会計監査人の監査に影響を及ぼすと思われる社内情報等の情報提供を行った
- 15 その他()

監査委員会は、会計監査人による事業所・子会社等の往査や棚卸などの監査現場に立会ったり、監査講評に同席したりしていますか(一部の監査委員のみによる場合を含む)
(あてはまるものすべてに)

- 1 往査・棚卸に立会い又は同席をしている
- 2 監査講評に立会い又は同席をしている
- 3 いずれも立会いも同席もしていない

会計監査人に期待することは何ですか。(あてはまるものすべてに)

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| 1 内部統制の的確な評価 | 7 監査委員会への適時・的確な報告 |
| 2 厳格な会計監査(監査の質の確保) | 8 子会社等の監査実施状況の報告 |
| 3 効率的な監査 | 9 会計監査以外の経理・財務・会計・内部統制に関する助言・アドバイス |
| 4 会計基準の改正等の情報提供 | 10 その他 |
| 5 専門家としての適切な判断 | () |
| 6 経営者からの独立性確保と客観
・公正な意見表明 | |

会計監査人の報酬に対する同意制度の実務において、問題となった点や支障となった点、あるいは改善すべきと思われる点がありますか。(あてはまるものすべてに)

- 1 法令上は会社法監査報酬のみが同意対象とはいえ、金融商品取引法監査と一体化した報酬額で契約しているため、会社法監査報酬のみを区分して同意することができないなど、法制度と実態との間に隔たりがある
- 2 会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要なものとは言い難い
- 3 同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない
- 4 会計監査人たる監査法人・事務所の経営成績や財政状態を情報開示する仕組みが必要である
- 5 会計監査人に対し、会社が連結計算書類監査の一環として、その支出において子会社の監査も依頼しているが、当該部分の報酬について、同意判断に必要な子会社に関する情報が充分に入手できない
- 6 報酬の同意制度だけでは、実務上十分ではないので、監査委員会に報酬決定権を付与することが必要である
- 7 その他()
- 8 とくに問題はない

すべての方にお尋ねします。

監査委員の報酬

問 36 貴社の監査委員の報酬等の制度として、どのようなものがありますか。

(あてはまるものすべてに)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 月額報酬(定額基本給+業績連動給) | 4 退職慰労金の支給制度 |
| 2 月額報酬(定額基本給のみ) | 5 スtock・オプションの支給制度 |
| 3 賞与の支給制度 | |

問 37 直近の事業年度において、監査委員へ賞与は支給されましたか。(は1つ)

- | |
|--------------------|
| 1 監査委員への賞与の支給があった |
| 2 監査委員への賞与の支給はなかった |

問 39 は P.1、F 6 で「1 大会社」と回答された方のみご回答ください。
(その他の方は P. 26、問 40 へ)

その他会社法関連事項

問 39 内部統制システムに係る取締役会決議(会社法第 416 条第 1 項第 1 号ロホ、会社法施行規則第 112 条)についてお尋ねします。

会社法施行(平成 18 年 5 月 1 日)に伴い最初に決議した内部統制システムに係る取締役会決議について、その後、見直しの決議を行いましたか。(は 1 つ)

1 行った

2 行っていない

P.26、問 40 へ

貴社において見直した項目にはどのようなものがありますか。
(あてはまるものすべてに)

- 1 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 2 上記 1 の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
- 3 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- 4 上記 1 ~ 3 のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 5 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 6 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 7 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 8 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 9 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 10 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 11 財務報告の適正性を確保するための体制
- 12 企業理念・企業統治に関する考え方
- 13 その他()

すべての方にお尋ねします。

問 40 買収防衛策の導入についてお尋ねします。

貴社では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条）」を定めていますか。（ は 1 つ）

- 1 定めている
- 2 検討はしたが、定めていない
- 3 検討もしていない

問 41 へ

問 41 へ

当該基本方針につき株主の意思を問うために、以下のうち、どの方法を採用しましたか（採用する予定ですか）。（ は 1 つ）

- 1 定款変更をして、株主総会の議案として提案した（する予定である）
- 2 定款変更はせずに、当該議案のみを株主総会の議案として提案した（する予定である）
- 3 株主総会の議案として提案することはせず、取締役の選任の可否を問うことで間接的に株主意思を問う方法を採用した（する予定である）
- 4 その他（ ）
- 5 株主の意思を問うための方策は特段とっていない

問 41 会社法により、株主から執行役又は取締役の責任を追及する旨の提訴請求を受けた場合において、監査委員会が選定する監査委員が当該責任追及の訴えを提起しない場合、当該提訴請求株主又は責任追及の対象となっている執行役又は取締役から請求を受けたときは、当該請求者に対し、不提訴理由を通知しなければならなくなりました（会社法第 408 条、第 847 条第 4 項、会社法施行規則第 218 条）。貴社では、不提訴理由の通知をする機会がありましたか。（ は 1 つ）

1 あった

2 なかった

問 42 必要なときに監査委員会が相談できる弁護士はいますか。（あてはまるものすべてに ）

- 1 監査委員会が独自に弁護士と契約している
- 2 会社の顧問弁護士に相談している
- 3 上記 1、2 以外に相談できる弁護士がいる
- 4 相談できる弁護士はいない

企業グループで委員会設置会社へ移行されている会社があるため、集計結果分析の便宜上、会社名をご記入いただきたくお願い申し上げます。

ご回答いただいた内容について、個人や企業名が特定される形で公表されることはありませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

貴社名

ご回答ありがとうございました。

記入内容をお確かめの上、**7月25日（水）までに**同封の返信用封筒にてポストに投函してください。

社団法人 日本監査役協会

<http://www.kansa.or.jp>

- < 本 部 > 東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1
〒100-0005 TEL 03-5219-6100
- < 関西支部 > 大阪市北区堂島浜 1 - 4 - 1 6
〒530-0004 TEL 06-6345-1631
- < 中部支部 > 名古屋市中区栄 2 - 1 - 1
〒460-0008 TEL 052-204-2131